

日本の少子化対策のあり方について

安岡ゼミ

眞嶋・西條・平野・毛利・芳田

もくじ

はじめに（少子化に対する知識）	p.1
・スウェーデンの少子化対策	p.3
・ドイツの少子化対策	p.5
・ドイツの女性労働の現状	p.6
・まとめ	p.7
・参考文献	p.8

1. はじめに

1.1 日本の少子化の現状

近年、少子化が注目されている。まず、内閣府(2014)の少子化社会対策白書では日本の少子化の現状が説明されている。日本の出生率は過去最低を記録しており、2010年では人口が1億3000万人いるのがこのままいけば2048年には人口は1億人を切り、2060年には8600万人にまで減少すると予想される。総人口の減少以上に問題と考えることができるのが、人口構成の変化である。2048年には65歳以上の人口が38.4%となり、人口の約2.5人に一人が65歳以上となる。そのとき、14歳以下の人口の割合が9.8%となり、総人口の10人に1人しか14歳以下がいなくなってしまう計算になる。

また、合計特殊出生率（女性1人が一生の間に産む平均子ども数）も減少傾向にあり、2005年には最低の1.26になった。合計特殊出生率が人口置換水準という人口が増加も減少もしない均衡した状態となる水準を下回ると人口が減り続ける。現在の日本の人口置換水準は2.07~2.08なので、少なくとも合計特殊出生率をここまで引き上げる必要がある。

少子化が日本に与える影響でデメリットとして挙げられるのが、社会保障費の負担増大、経済規模の縮小、経済成長の鈍化である。このまま少子化が進めば労働力不足から日本は衰退してしまうだろう。少子化は解決していかなければならない問題である。

1.2 少子化の原因

少子化の原因は何か。内閣府(2014)や山田(2007)で挙げられているが、少子化の原因として考えられるのが未婚化・晩婚化（結婚の時期が遅くなる現象）・晩産化（子どもを産むのが遅くなる現象）である。これらは年々進んでいて未婚率を見ていくと特に30代の未婚化が顕著であり、1960年代では男女共に未婚率が10%以下という数値だったのに対し、2010年では男性が約40%、女性が約20%後半という結婚しない人が増えていることがわかる。晩婚化と晩産化になることで発生する問題点は日本の少子化が進む原因である合計特殊出生率に関係する。日本では1950年では合計特殊出生率が3~4だったのが2012年では1.41

まで下がっている。

これが晩婚化・晩産化にどう影響するのかというと、晩婚化によって第一子をもつ時期が遅くなると自然と第二子を持つ時期も遅くなる。その出産の時期が、今まで第三子を産む時期と重なるため晩婚化・晩産化も少子化の要因となっている。

数値で見えていくと晩婚化において、1950年では男性の平均初婚年齢が25.9歳、女性は23.0歳なのに対し2012年の男性の平均初婚年齢は30.8歳、女性は29.2歳というところから晩婚化が進んでいると言える。晩産化においては1950年の平均出生年齢は、第一子は24～25歳、第二子は26～27歳、第三子は29～30歳に対し、2012年のデータでは約30歳で第一子、約32歳で第二子、約33歳で第三子というように晩産化が起きると子どもの出産のペースが速くするしか第三子を産めなくなるという状態が起こることから問題であると言える。

1.3 子育ての費用負担

それでは、本稿では、少子化の原因のひとつである子育て費用の経済負担について焦点を当て、内閣府(2005)を元に説明していく。一人の子供を育てるには膨大な費用がかかる。一人の子供を22歳まで育てるのにかかる費用は約1300万円当たりになる。しかし、二人目だと8割弱の費用に、3人目だと6割弱にまで費用が下がる。また、子どものいる世帯の平均消費性向は所得の少ない20代と、教育費などの子育て費用がピークとなる高校生や大学生を持つ40代において特に高くなる。しかし、子どものいない世帯も20代から右肩下がり平均消費性向なため子どもが居るからと言って大差が生まれるわけではない。また、子どものいない世帯という世帯で最も差が生まれる40代においてもその分夫が稼ぐ収益も上がっているため、子どもに費用を回せないという状態は起こりにくいと考えられる。

具体的な費用については以下で詳しく説明する。

① 教育費

教育費は、食費と並んで子育て費用の大きな割合を占めており、子育て世帯に大きな負担を与えている。所得の伸び以上に教育関係費は伸びており、特に幼稚園や高校、大学などの授業料等と補助教育費が多く費用を上げる原因となっている。

② 子育ての環境のための費用

良好な子育て環境のための費用である。まず、住居選びの面では、仕事をするのに便利などこよりも治安の面で安心できることや、子育ての環境が整っていることを重視して考えている親が多い。このことから最近の風潮である核家族化は大家族の子どもの面倒を叔父や叔母が見ることができる点に関して、子育てにおける環境が整いにくくなってきているといえる。

③ 機会費用

次に子育てのために会社を辞め、パートやアルバイトとして再就職した場合を考えてみる。駒村・丸山・齋藤・永井(2012)で紹介されているデータによれば、女性がパートやアル

バイトへ再就職した場合、生涯賃金の逸失率は 8 割以上になる。その理由として、就職を継続した場合は右肩上がりに賃金は上がっていくのに対し、パートやアルバイトに再就職した場合は育児休業期間の間の所得がゼロになることや、パートやアルバイトの賃金は一定以上伸びていかないことからここまで差が生まれるのである。このため女性にとって出産、子育てに伴う退職により得られなくなった所得の差は大きいといえる。

1.4 子育ての時間

最後に子育てにかかる時間について述べる。人々は充実した余暇を重視するようになっており、子どものいる夫婦においても自由時間が増えている。しかし、正社員同士の共働き夫婦のように、所得があっても自由な時間が持てない「時間貧乏」の状態にある人もいることから子どもが居ないからと言って自分の時間を持つことができることはない場合もある。しかし、子育てに時間を要することにより、スポーツ、旅行、映画鑑賞など「時間消費型活動」ができにくくなるのが、産み控えの一因となっていることも多い。この子育てにかかる費用と時間と環境の特徴をまとめると、子育てをする親は、自分たちの仕事よりも子育ての方を優先する傾向が高く、その犠牲にした仕事分の収入によって満足のいく子育てができず、子育てに対する期待水準が高まらないと考えられる。

これらの育児を行う上での問題点を踏まえ、諸外国の政策において特に子育てに対する就業や設備面について比較し、日本に見合った政策を考えていく。

2. スウェーデンの少子化対策

スウェーデンは日本と同じように少子化が進んでいた国の一つであった。しかし、現在、スウェーデンは合計特殊出生率を 1.92 まで回復させている。なぜスウェーデンは少子化から脱却することが出来たのか。それは、スウェーデンの育児休業制度と新しい家族形態にある。ここでは内閣府経済社会総合研究所(2004)を参考にスウェーデンの政策について説明したい。

2.1 育児休業制度

一般的に女性の労働力率が高い地域ほど出生率が高いという傾向がある。スウェーデンは少子化対策として、育児休業制度が充実しており、女性が育児と仕事を両立しやすい環境が作られているため、この条件を満たし、出生率が回復したと考えられる。この育児休業制度の特徴は主に以下の 3 点である。

① 両親保険

両親保険が挙げられる。これは休業直前の 8 割の所得を 390 日間保障するという制度である。育児休暇は両親合わせて最大で 480 日取得することが可能であるが、給与の 80% が支払われるのは 390 日のみであり、残りの 90 日は 60 クローナ(注: 1 クローナ=約 15 円)しか支給されない。390 日の内訳として、パパクォーター・ママクォーター(配偶者に譲る

ことができない休業日数)はそれぞれ 60 日ずつ、両親が譲り合える(多くは父親の分を母親が使う)日数はそれぞれ 135 日ずつある。連続してとる必要はなく、また、全日でとる必要もない。親の事情にあわせて、出勤時間を全日、4分の3日、2分の1日、4分の1日で組み合わせて出勤できる。

このように長期間にわたって高い所得を補償し、仕事と育児を両立できるように、自分のライフスタイルに合わせた自由な育児休暇の取り方が出来るため、出産・育児がしやすい環境が作られている。

② パパクォーター制度

2つ目の特徴として、パパクォーター制度で、男性の育児休暇取得が保障されている点が挙げられる。スウェーデンの男性の育児休暇取得率は約 80%と、日本の男性育児休暇取得率 2.04%に比べ、極めて高い。これは、パパクォーター制で配偶者に譲ることが出来ない育児休暇日数が 60 日間存在し、男性も育児休暇を取得しやすい社会環境にあるためである。

厚生労働白書によれば、夫の家事・育児時間が長いほど、第二子以降の出生率が高くなるとされている。スウェーデンは男性の育児休暇取得がパパクォーター制によって保障されているのに加え、日本に比べ、少ない残業と短い通勤時間であるという傾向があるため、男性が家事・育児に協力しやすく、第二子以降の出生率が伸びていると考えられる。

③ スピードプレミアム

3つ目の特徴はスピードプレミアムである。これは、2年半以内に次の子供を生んだ場合も、先の子の出産の休業直前の所得の8割を保障するという制度である。出産・育児に際して休業した場合には、親の直前の所得水準は低下するため、次の子どもを続けて出産した場合、受け取る手当の支給額も低下することになる。この支給額の低下を回避するために、親が、所得水準を回復してから次の子どもを産むという行動をとった場合に出生間隔が長くなるため、出生率が低下するという悪循環に対する処置が、スピードプレミアムである。育児休業制度が導入された当初は、1年という短い期間であったので、制度による出生率上昇の効果はみられなかったが、1980年に「2年以内」へ条件を変更したことにより、出生率の上昇がみられた。

以上 3 つの特徴を持った育児休業制度が、仕事と家庭の両立を可能とさせ、スウェーデンの出生率回復につながっている。また、スウェーデンは家族形態にも子供を持ちやすい特徴を持っている。

2.2 スウェーデンの家族制度

スウェーデンはサムボ制度という事実婚・同棲制度が存在し、結婚の試行期間として普及している。サムボとは、登録している住所を同じくし、継続して共同生活を営み、性的関係をもつカップルのことを指す。サムボカップルの子と、法律婚カップルの子とで法律

上の差別はなく、またサムボ法によりサムボを制度化し、財産分与や養育権等を規定している。サムボ婚と法律婚の違いとしては、

①サムボ解消時に財産分割の対象となるのは、住居と家財のみであり、その他の財産（金融資産、車など）は分割の対象外（法律婚では、婚姻後に得た財産は全て共有財産）。

②死別時に相続の対象となるのは、共有手続きをとらない限り住居・家財・一定額以下の金融資産のみ。

③サムボ解消後、手続きをとらない限り、子どもの養育権は母親が自動的に単独で獲得。（法律婚では、共同養育権）

といった3点が挙げられる。

スウェーデンでは、サムボに対し必要な法的保護を行うことを通じ、両性（特に女性）、子どもが特段の不利を被ることのないよう配慮している。その結果、サムボはライフスタイルの一つとして社会に受け入れられ、現在では生まれてくる子どもの半数以上が婚外子である。ただし、出生順位別に見ると、第一子の婚外子率に比べ、第二子、第三子は減少し、サムボが法律婚に移行する前の段階として定着していることが分かる。またサムボが法律婚への移行過程として一般的になったことにより、スウェーデンの男女の初婚年齢（法律婚）は上昇するという傾向も見られる。

反対に、日本では事実婚やシングルマザーに対する社会的偏見や、社会制度の不備により、戦前に比べ、戦後、婚外子の数が減っている。少子化から脱却するためには、こうした家族形態への柔軟な対応が必要だと考えられる。

3. ドイツの少子化対策

ドイツの合計特殊出生率は、内閣府の少子化社会対策白書(2014)によると、2012年時点で1.38である。これは先進国の中で比べても低く、日本の1.41よりも低い数字である。現在のドイツの少子化対策とはどのようなものなのだろうか。ここでは内閣府(2005)、松田(2013)、労働政策研究・研修機構(2013)を参考にドイツの政策について説明したい。

①児童手当

ドイツの家族政策としてはまず、18歳未満の子供を持つ場合、児童手当と児童扶養控除のいずれかを選択できることがあげられる。

児童手当を選択すると、第1子・第2子・第3子についてはそれぞれ月額154ユーロ(約21000円)、第4子以降については月額179ユーロ(約24000円)を受け取ることができる。支給は18歳未満すべての子供が対象であり、教育中なら27歳まで、非就業の場合は21歳まで支給される。財源は、連邦政府と州・市町村が負担する。なお、金額は年々増大している。児童扶養控除・教育控除を選択すると、子供1人あたり3648ユーロ(約490,000円)教育控除は子供1人あたり2160ユーロ(約290,000円)である。

また、教育への支援も充実しており、原則として教育は大学まで無料である。さらに、

学生の生活費等を支援する連邦育英奨学金や職業教育助成金などの制度もあり、高等教育に対する奨学金も充実している。

日本の場合、児童手当制度の実施主体は市町村である。支給対象は15歳に到達後の最初の年度末までで、年収ベースで960万円という所得制限がある。また、手当月額は3歳未満で一律15000円、3歳から小学校終了までで10000円(第3子以降は15000円)、中学生は一律10000円である。これはドイツの児童手当に比べ半分、多くても7割ということになる。

②育児休業制度

次に、両国の育児休業制度について比べたい。ドイツの育児休業は子が3歳になるまで最長3年間で、育児休業手当の支給期間は24か月。取得方法は柔軟で、両親が同時に取得したり、分割取得したりすることもできる。育児休業手当については、収入による制限があるものの、子供が満2歳になるまでは月額307ユーロ(約41000円)、または子供が満1歳になるまで月額460ユーロ(約62000円)を上限として受け取ることができる。また、育児期間中でも使用者の同意を得れば週15~30時間のパート労働をすることもできる。

一方、日本の育児休業制度では、子供が1歳になるまでに原則1回しか取得できない。父母がともに取得するなどの一定の要件を満たす場合は1歳2か月まで延長することは可能である。

家族政策への財政支出の水準を見ると、ドイツの家族政策に関わる財政支出は対GDP比1.9%と、フランスの2.8%よりやや低い水準ではあるが日本の0.6%と比較すると高い水準にあることがわかる。

4. ドイツの女性労働の現状

このように、少子化対策が充実しているように見えるドイツで、なぜ出生率が伸び悩んでいるのだろうか。

①女性の労働との関係

ドイツでは、ほかのヨーロッパ諸国と比較して保育所の受け入れ人数が少ないため、保育所の利用経験率も低い。なお、幼稚園入園は義務ではないものの、多くの子供が3歳から幼稚園に通い始める。また、ドイツではほとんどの学校が半日制で給食サービスもないため、子供は昼食前に下校する。このため、母親のフルタイム就業が困難になっている。フルタイム就業ができず収入が伸び悩み、結果子供の数を抑えるという選択をしてしまう傾向がある。

②復職時の働き方

ドイツでは、育児休業を終日取得したあと復職し、育児休業を使って50パーセントの勤務時間で働く人が最も多い。

③男女の役割分業意識の強さ

内閣府経済社会総合研究所の「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005)において、「子どもが小さいうちは母親は家にいるべき」「妻には家事と育児の責任がある」「夫には収入を得る責任がある」という問いに対し賛成、まあ賛成と答えた人の割合を見ると、フランス(リヨン・パリ)よりもドイツ(ミュンヘン・ハンブルグ)の男性の方が圧倒的に多い。さらに、東京はそのドイツの結果を上回っていることがわかる。

ともに出生率が伸び悩む日本とドイツの共通点はなんだろうか。それは、子育てをめぐる諸政策に一貫性がないこと、具体的には教育制度や雇用政策などの様々な政策が、家庭と仕事を両立するという面からみて果たして一貫性があるかということである。

ドイツに関して言えば、児童手当や育児休業手当は手厚いが保育施設が十分ではない。全日制の学校教育も普及していないため子供を持つ女性のフルタイム労働が事実上困難である。大学まで無料という素晴らしい制度も、そこに行く子供たちが生まれない、育たないでは意味がない。

またドイツでは、男女の役割分業意識の強さの調査でもあったように、女性は家事・育児に時間を割き、夫が収入を稼ぐべきという意識が浸透している。両立支援策も、「女性のためのもの」と位置付けられがちだ。しかしその考えこそが育児・家事の負担を女性に押し付けているのではないか。

5. まとめ

以上を整理すると、日本は育児休業制度と児童手当が不十分、保育所整備が進んでおらず女性復職率も低い。ドイツは育児休業制度と児童手当が充実しているが、保育所整備が日本同様に進んでおらず、女性復職率も低い。スウェーデンは育児休業制度、児童手当、保育所整備、女性復職率すべてにおいて充実していることが分かった。日本の取り組みより充実しているドイツでも出生率が伸び悩んでいるのを見ると保育所整備と女性復職率が出生率に大きく関係していることが分かる。

改めて少子化の原因を述べるが、少子化の原因は経済的要因である。夫婦二人が稼ぎ出せる収入が子育てに対する期待水準を上回れば出産は促進される。反対に夫婦二人が稼ぎ出せる収入が子育てに対する期待水準を下回れば出産は抑制される。しかし現在、雇用状況の変化(派遣社員、フリーター)による低所得者の増加、結婚して男性のみの収入で生活することが難しくなっている。共働き世帯も増加している。

今後、低所得者が増加した場合、ますます子どもを産み控える世帯が増えるだろう。それを踏まえ、女性復職はますます重要となってくる。そして、女性が復職しやすくするために育児休業制度と保育所整備の充実が必要不可欠である。育児休業制度においては、少子化対策を成功させたスウェーデンの制度が理想的である。保育所整備については、現在、

日本で行われている待機児童解消加速化プランの強化、充実を図ることが大切である。

待機児童解消加速化プランとは、意欲のある地方自治体を強力に支援（市町村の手上げ方式）し、参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。最終的に約40万人分の保育の受け皿を確保するといったプランである。

主な取り組みは以下である。

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
2. 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）
3. 小規模保育事業など新制度の先取り
4. 認可を目指す認可外保育施設への支援
5. 事業所内保育施設への支援

この政策を進めていくことが現状日本にとって一番良い少子化対策となるだろう。なお、日本における最善の少子化対策については今後の研究課題とする。

参考文献

厚生労働省(2014)「待機児童解消加速化プラン」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/taikijidokaisho_01.pdf(2014.12.02)

駒村 康平・丸山 桂・齋藤 香里・永井 攻治(2012)『社会保障の基本と仕組みがよく分かる本 第2版』秀和システム

内閣府(2005)『国民生活白書』

http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h17/01_honpen/ (2014.12.02)

内閣府(2005)『少子化社会白書』

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2005/17webhonpen/index.html>(2015.01.08)

内閣府(2014)『少子化社会対策白書』

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2014/26pdfhonpen/26honpen.html> (2014.12.02)

内閣府経済社会総合研究所(2004)「スウェーデンの家族と少子化対策への含意—スウェーデン家庭生活調査から—」<http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou011/hou11a.pdf>(2015.01.08)

内閣府経済社会総合研究所(2005)「フランスとドイツの家庭生活調査」

<http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou012/hou12b.pdf>(2015.01.08)

松田 茂樹(2013)『少子化論』勁草書房

山田 昌弘(2007)『少子社会日本』岩波新書

労働政策研究・研修機構(2013)「データブック 国際労働比較」

<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2013/documents/Databook2013.pdf>
(2015.01.08)